

千葉県立地企業助成制度のご案内(旧制度)

進出企業に対する補助

商工労働部企業立地課

電話043(223)2444

区 分	補 助 の 要 件 *1	補 助 額	補助限度額
大規模投資 企業立地	<ul style="list-style-type: none"> ■ バイオ、IT、情報家電、ロボット、燃料電池の工場又は観光関連施設 ■ 投下固定資産額が500億円以上 ■ 事業従事者が500名以上 	投下固定資産額の5%	50億円
本 社 立 地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本社 ■ 投下固定資産額が30億円以上 ■ 事業従事者が200名以上 	投下固定資産額の2%	10億円
研究開発型 企業立地	<ul style="list-style-type: none"> ■ かずさアカデミアパーク内に立地する研究所又は工場（研究開発部門を併設するもの） ■ 投下固定資産額が3億円以上 ■ 事業従事者が10名以上 	投下固定資産額の2%	2億円
外 資 系 企業立地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外資系企業の本社若しくは本社機能を有する工場又は流通加工施設*2 ■ 投下固定資産額が10億円以上 ■ 事業従事者が100名以上 	投下固定資産額の2%	2億円
工業団地等 及び人口減 少、半島振 興地域立地	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工業団地等又は人口減少若しくは半島振興地域*3に立地する工場(日本標準産業分類に規定する業種のうち別に定めるもの*4)又は流通加工施設 ■ 投下固定資産額が3億円以上（流通加工施設にあつては加工に係る施設部分に限る） ■ 事業従事者が30名以上 	投下固定資産額の2%	2億円
市町村連携 事業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 県内市町村が企業誘致に関する条例等に基づき、立地企業に対し助成する場合のうち知事が認めたもの（商業店舗は除く） ■ 投下固定資産額が3億円以上 ■ 事業従事者が30名以上 	投下固定資産額の2%	市町村助成額を限度。その額が1億円を超える場合は1億円

*1 平成17年4月1日以降の操業企業であり、区分ごとの補助の要件のすべてを満たすこと。

*2 流通加工施設：物資の流通の過程において（簡易な）加工を行なう施設をいう。商品や製品に付加価値をつける加工作業を行なうもの。

*3 千葉県立地企業補助金交付要綱で指定された工業団地。

*4 別に定めるもの：食品、飲料・タバコ・飼料、繊維、衣服・その他の繊維製品、家具・装備品、印刷・同関連業、化学工業、プラスチック製品、ゴム製品、窯業・土石製品、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス、輸送用機械器具、精密機械器具、その他の製造業（日本標準産業分類による）

*5. この制度は平成22年3月31日で失効します。ただし、失効日までに立地計画の認定をうけた企業で、認定日から3年以内に操業する場合は補助の対象となります。